

---

# Et Voilà!

2019年3月6日号 (第8号)

---

## 【利用者の皆さんにお願い】

介護業界が人手不足と言われて久しく、当事業所でも、なかなか人材が集まらず苦勞しています。

その中で、何とか皆さんの依頼に応えられるよう、職員ともどもがんばってきました。

日々何とかやりくりしている中で、いま困っていることは、皆さんにお願いしている翌月の依頼票の集まりが遅いことです。

15日ごろから翌月の依頼票を配っているのですが、25日を過ぎても、届かない利用者さんが半数ほどいます。25日までには翌月の派遣シフトを9割方決めていきますので、その時点で依頼内容がわからないとシフトが決めきれません。

定期的な利用の場合は、あらかじめそれを見込んで予定を立てます。しかし、定期以外の依頼については、依頼票の提出が遅れると、依頼に応えられないことがあります。それはずっと以前から依頼票に注意書きとして記載しています。

今までは何とかやりくりしていたのですが、今

月初めには、依頼票の提出が遅くなった方に対して、臨時の依頼を断った件がいくつかありました。

依頼される方としては、用があって臨時の依頼をされるのでしょうから、申し訳なくは思います。しかし、今月は桜井が行動援護研修のため毎週土曜を休みますので人手が足りません。無理やりに利用者さんをシフトに入れ込んだために目が届かなくなって事故やケガがあっては困ります。

おぐのあかりで見ているだけでもいいからというケースもあるのですが、土日、特に日曜は昼食もつくらず、外出を勧めていますので、おぐのあかりで見守るとはいつてもだれか残らなくてはなりません。

利用者のみなさんは、ぜひ20日までには依頼票を出してくださるようお願いいたします。月全体が決まっていなければ、月の前半だけでもけっこうです。ご協力よろしく願いいたします。

\*\*\*\*\*

## 【10連休に関連して】

4月末からの10連休に際し、政府が自治体や企業に、ごみ収集、病院の患者受け入れ、保育園の子どもの受け入れなどを求め、保育園には補助金も出すようです。

それにしても、10連休をそのまま休める従業員がいったいどれほどいるのでしょうか？ 保育園に預けるということは、その親御さんもこの期間に働いているということです。

役所、学校などは何とか休めそうな気がします。あとは下請け企業に仕事を任せやすい大企業の一部でしょうか？

そもそも、公共交通機関、電気ガス水道など

のインフラ企業、病院、老人ホームなどは休めません。交替で休むといっても、それでも10連休なんてかなり難しいでしょう。

当事業所では10連休を取れる人なんて、法事で母国に帰るなどのような、なにか特別な事情のときくらいです。

連休中は利用も増えるのでしょうから、一人くらいならなんとかなっても、ほかの人にも以上の負担がかかります。2人休むとなったら、もうお手上げです。

また、いくらかは有休が使えるとはいっても、休日出勤や残業がないのですから、通常の月よ

り収入は数万円は減る可能性があります。

労働基準法の改正で、今年4月1日以降、10日以上有給休暇の権利がある人には、最低5日の有給休暇を取らせなくてはなりません。

いなくてもちょっとしたやりくりで何とか対応できるような職員は有給休暇もとりやすいのですが、いなくてはかなり困る、いわば仕事ができ会社への貢献が大きい人ほど有給休暇がとりにくくなるというジレンマがあります。

2月終わりにセブンイレブンのフランチャイズ店の経営者が、いっしょに切りまわしていた奥さんが亡くなり24時間営業をやめたところ、本部が契約違反だから違約金1700万円を払えといってきたということが大きなニュースになりました。法律上はそうかもしれませんが、これだけ人手不足の中で契約の変更もできたはずで、仮に違約金が払われても、そのためにセブンイレブンの企業イメージは大きくダウンし、業績悪化、株価低迷につながりかねません。

さっそくセブンイレブン本社は時短の実証実験を始めるとのことです。

そもそもコンビニが24時間営業する必要があ

るのでしょうか？

24時間開いていれば便利ですが、開いていなければ開いていないで何とかできます。コンビニだけでなく、牛丼などファストフードのお店もそうでしょう。ようネット販売の翌日配達などもそうです。

消費者が望むからといっても、それにすべて応えていたら、現場で働く人は疲弊してしまいます。なくてもすむような過剰なサービスは削れば、働く人はできます。

世の中、正規労働者と非正規労働者との収入の格差が問題になっていますが、10連休を通して休める人と、その間も働かなくてはならない人との格差も大きいなあと感じます。

医療・介護でも休めない業界です。医療では早朝夜間・深夜の診療報酬に加算が付くのは介護と同じなのですが、休日診療にも加算が付きます。ところが介護には休日加算などありません。介護にも休日加算がつけば、いくらかでも職員の給料を上げることができ、人材も少しは集まりやすくなるかもしれませんね。

\*\*\*\*\*

## 【メール配信】

メール（PDFまたはテキストファイル）でも配布いたします。ご希望の方は、PDFかテキストか、どちらかの配信希望の旨を右のメールアドレスまでお送りください。 voila@afnet.ne.jp

\*\*\*\*\*

## グループホーム3号館開設に向けて 介護スタッフ大募集!!

**正社員 月給:22万~30万円以上**

**時給:1000円~1300円**

**1夜勤19,000円~(16:00~翌10:00)**

**社会保険完備 交通費(自転車を含む)支給**

**身体介護、家事援助、外出支援、通院支援、送迎**

**障害児タイムケア（障害のある子どもたちのお世話と遊び相手）**

**グループホーム(早朝、日中、夜間、宿舎勤務)**

**土日出勤、夜勤のできる人、大歓迎**

\*\*\*\*\*

発行・編集：川口仁志

特定非営利活動法人あふネット

〒116-0011 東京都荒川区西尾久6-30-4 富田ビル1F 03-3809-8500

合同会社あふまん